吹田市個人情報保護審議会及び吹田市情報公開運営審議会の統合について

１　概要

令和９年６月１日付けで吹田市個人情報保護審議会と吹田市情報公開運営審議会を統合し、（仮）吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置する

２　両審議会について

別紙１、比較表参照

３　統合理由

⑴　両制度の一体的かつ効率的な審議体制の構築

密接な関連性がある個人情報保護制度と情報公開制度について、双方の視点を持ち、効率的な審議を行える体制が構築できるため

⑵　審議案件の減少

ア 個人情報保護審議会

・制度の運用状況報告

・数年に１度の特定個人情報保護評価の第三者点検

※個別案件の諮問は、令和５年の個人情報保護法の適用に伴い、不可となった

イ 情報公開運営審議会

・平成30年度以降、制度の運用状況の報告のみ

⑶　委員構成の重複

事業者、市内の公共的団体の代表者の推薦団体は６団体重複

４　統合案

名称	吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会
委員構成	13人以内 学識経験者３人、市民公募２人、市内団体８人
任期	２年
主な 審議案件	・両制度の運用状況（毎年） ・特定個人情報保護評価の第三者点検（数年に１度）
統合時期	令和９年６月１日 （吹田市情報公開運営審議会委員任期満了に合わせる）

５　条例の制定及び改正

⑴　両審議会を統合した（仮）吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置する条例の制定

⑵　個人情報保護審議会について規定した、個人情報の保護に関する法律施行条例第１５条を削除する改正

（吹田市個人情報保護審議会）
第15条　本市に、市長の附属機関として、吹田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、本市の機関及び議会の議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。
（１）　法第66条第１項及び吹田市議会個人情報保護条例（令和５年吹田市条例第１号）第９条第１項の安全管理措置の基準の策定に関すること。
（２）　この条例及び吹田市議会個人情報保護条例の改正に関すること。
（３）　本市の機関及び議会における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。
３　審議会は、委員11人以内で組織する。
４　委員は、学識経験者、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
５　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
６　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
８　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

⑶　個人情報保護審議会への諮問についての規定がある吹田市議会個人情報保護条例第50条について、諮問先機関を吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会に変更する改正

（審議会への諮問）
第５０条　議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年吹田市条例第３６号）第１５条第１項に規定する吹田市個人情報保護審議会に諮問することができる。

６　スケジュール

別紙２、審議会統合スケジュール参照